

# ASM サービス PoC 利用規約

## 総則

### 第1条 規約の制定目的

当社は ASM (Attack Surface Management) サービス (以下「本サービス」といいます。) について、サービス内容の検証を行い、顧客ニーズの把握と本サービスの実用化を目指す目的で Proof Of Concept (以下、「本 PoC」といいます。) を行います。ASM サービス PoC 利用規約 (重要事項説明書を含みます。以下「本規約」といいます。) は本 PoC における本サービスの提供条件を定めます。なお、本 PoC は 2024 年 8 月 1 日より 2024 年 12 月末までの実施を予定していますが、あくまで予定であり、開始日及び終了日は前後する可能性があります。この場合、第 28 条 (契約者に対する通知) に基づいて、その旨を契約者に通知します。

### 第2条 本規約の範囲

本規約は契約者と当社との間の本サービスに関する一切の關係に適用します。

2 当社が本サービス提供の円滑な提供、運用を図るため必要に応じて契約者に通知する本サービスの利用に関する諸規定は、本規約の一部を構成するものとします。

### 第3条 本規約の公表

当社は、当社の Web サイト (<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>) その他当社が別に定める適切な方法により、本規約を公表します。

### 第4条 本規約の変更

当社は本規約を変更することがあります。当該変更を行うときは、当該変更後の本規約の内容およびその効力発生時期を、当社の Web サイト上 (<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>) への掲載その他の適切な方法により周知します。

### 第5条 定義

本規約において用いる用語の意味は次のとおりです。

(1) 電気通信設備とは、電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気通信設備をいいます。

(2) 提携事業者とは、次の各号に該当する者をいいます。

① 本サービスの提供の全部又は一部を当社が委託した場合の当該業務受託事業者 (以下、「再委託先」といいます。)

② 本サービスの全部又は一部を構成する機器・設備又はサービスを当社に供給する事業者

(3) 「本サービス」とは、契約者が指定する診断対象ドメイン等に関わるインターネット上の情報流出の検知及び、アタックサーフェスマネジメントサービスをいいます。

(4) 「利用開始日」とは、当社が契約者に通知する、本サービスの提供を開始した日をいいます。

## 契約

### 第6条 申込みと承諾

本サービスの利用を希望する場合は、本規約に同意の上、当社所定の方法により申し込むものとします。

2 当社からの開通案内書の送付をもって承諾とし、その承諾の時をもって契約の成立とします。成立した当該契約を以下「本契約」といいます。

3 当社は、次の各号に該当すると判断したときは、申込みを承諾しない場合があります。

(1) 申込者が要望するサービスの提供が技術上、その他の理由により著しく困難なとき

(2) 本サービスの申込者が、本サービスまたは当社の提供するサービスの料金または手続に関する費用等その他の債務の支払を現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断したとき

(3) 本サービスの申込者が、本規約に反する行為を行ったまたは行う恐れがあると当社が判断したとき

(4) 申込書に虚偽の記載がなされたとき

(5) 本サービスの申込者が、当社からのサービス種別の指定、申込みにかかる内容の確認または変更要請に対し、当社が指定する期日までに回答しないとき

(6) Gmail、Hotmail、Yahoo!メールや、通信キャリア・ISP（インターネットサービスプロバイダー）が提供するメールアドレスを対象とするとき、および診断対象ドメインが別のドメインのサブドメインとなっている場合等、一定の条件に該当するとき

(7) 申込者が当社の同業者であると当社が認める者であるとき

(8) 本サービスの提供に係る電気通信設備等に余裕がないとき

(9) 前各号に定めるほか、当社の業務に支障があるとき、または支障があるおそれがあると当社が判断したとき

4 当社は当社の承諾後であっても、前項各号に該当することが明らかになった場合には第2項の承諾を取り消す場合があります。この場合、当社は取消により契約者が被った損害についての責任を負わないものとし、契約者はそれまでに当社に生じた費用を負担するものとします。

5 当社が申込みを承諾しない場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。

### 第7条 利用期間

本サービスの利用期間は、利用開始日から30日間の範囲で、開通案内書に定めるものとします。ただし、本サービスにかかる契約の解約があった場合は、この限りではありません。

### 第8条 契約者の地位の承継

法人の合併もしくは分割により契約者の地位の承継があったときは、合併後存続する法人、合併により設立された法人もしくは分割によりその利用権のすべてを承継した法人は、その契約者の地位を承継するものとします。

2 前項の規定により、契約者の地位を承継した者は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出ていただきます。なお、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

## **第9条 氏名等の変更の届出**

契約者は、その氏名もしくは商号、住所もしくは所在地またはその他契約者にかかる事項について変更があったときは、そのことをすみやかに当社に届け出ていただきます。

2 前項の届出があったときは、当社に対しその届出のあった事実を証明する書類、あるいは当社の指定する資料を提示いただくことがあります。

3 第1項に規定する変更の届出を怠ったことにより契約者が不利益を被った場合であっても、当社はその責任を負わないものとします。

## **第10条 契約上の地位の譲渡**

契約者は、本契約上の地位を譲渡することができません。ただし当社が譲渡を承認した場合はこの限りではありません。

## **第11条 契約者が行う本契約の解約**

契約者は本契約を解約しようとするときは、その旨をあらかじめ当社所定の様式に記入の上、解約希望日の7日前までに当社に書面、メール、Web等サービスに合わせた通知方法により通知していただきます。

2 契約者は、本契約が終了した場合、本サービスの利用にあたって当社から提供を受けた機器、ソフトウェア及びそれに関わる全ての資料等(当該ソフトウェア及び資料等の全部又は一部の複製物を含みます。以下同じとします。)を本契約終了後直ちに当社に返還し、契約者の電気通信設備などに格納されたソフトウェア及び資料等については、契約者の責任で消去するものとします。

3 当社は、本契約が終了した場合、本サービスの利用にあたって契約者から提供を受けた資料等(資料等の全部又は一部の複製物を含みます。以下同じとします。)を本契約終了後直ちに契約者に返還し、当社の電気通信設備などに記録された資料等については、当社の責任で消去するものとします。

4 前2項は、理由のいかんを問わず本契約が終了した場合に適用されるものとします。

## **第12条 当社が行う本契約の解約**

当社は次のいずれかに該当するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知の上、本契約を解約することがあります。

(1) 第14条(利用停止)の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその利用停止の原因となる事実を解消しないとき。

(2) 契約者が第6条(申込みと承諾)に基づき当社に申し出た内容に虚偽の内容を記載したとき。

(3) 本規約に反する行為を行ったまたは行う恐れがあると当社が判断したとき。

(4) 契約者が自らまたは反社会的勢力を利用して、当社に対して詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いたとき

2 前項にかかわらず、当社は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ通知をせずに、本契約を解約することがあります。

(1) 緊急またはやむを得ない場合

(2) 契約者またはその役員が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会活動標榜ゴロ、特殊知能

暴力集団もしくはそれらの関係者（以下、総じて「反社会的勢力」といいます。）に該当し、または反社会的勢力との取引もしくは人的、資金的関係があると当社が判断したとき。

(3) 民事再生手続きの開始、会社更生手続きの開始、破産もしくは競売を申し立てられ、または自ら、私的整理の開始、民事再生の開始会社更生手続きの開始もしくは破産申し立てをしたとき。

(4) 手形交換所の取引停止処分もしくは資産差押または滞納処分を受けたとき。

(5) 資本の減少、営業の廃止もしくは変更、または解散の決議をしたとき。

**3** 当社は、第13条（利用中止）(6)の規定により本サービスの利用を中止した場合において、その利用中止の事由を解消し、本サービスの利用を再開することが困難であると当社が判断したときは、本サービスの一部もしくは全部を廃止し、または本サービスに係る契約の一部もしくは全部を解約することがあります。なお、当社は本項の規定により、本サービスの一部もしくは全部を廃止し、または本サービスに係る契約を一部もしくは全部を解約しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

## 利用中止等

### 第13条 利用中止

当社は次の場合には本サービスの一部または全部の利用を中止することがあります。

(1) 本サービスを提供するための設備の保守上、工事上またはサービス提供上やむを得ないとき。

(2) 本サービスを提供するための設備を不正アクセスから防御するために必要なとき。

(3) 天災、事変、その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるとき。

(4) 本サービスが正常に動作せず、本サービスを継続して提供することが困難であるとき。

(5) 法令等に基づく要請等により本サービスを提供することが困難となったとき。

(6) 提携事業者の都合、事業休止又はその他の理由により、本サービスの全部又は一部の提供が困難となったとき。

(7) 契約者の電気通信設備、契約者の電気通信設備のインターネット接続又は本サービス利用のための環境に不具合があるとき。

**2** 当社は前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし緊急またはやむを得ない場合はこの限りではありません。

### 第14条 利用停止

当社は契約者が本規約に反する行為を行ったときは、本サービスの利用を停止することがあります。

**2** 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日および期間を契約者に通知します。ただし、緊急またはやむを得ない場合は、この限りではありません。

## 料金等

## 第15条 料金

本サービスの料金は、無料とします。なお、本サービスの利用に必要な環境（機材やインターネット回線を含みますが、これに限りません。）については、契約者の負担で準備しなければなりません。

## データの取扱い

### 第16条 データに関する責任

第21条（責任の制限）の規定にかかわらず、当社は、当社の電気通信設備に保存されているデータ（以下「保存データ」といいます。）および本サービスの利用により生成、提供または伝送されたデータ（コンテンツを含みます。以下、「生成等データ」といいます。）が滅失、毀損もしくは漏洩した場合または滅失、毀損、漏洩その他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合、これにより契約者または第三者に発生した直接あるいは間接の損害について、原因の如何を問わず責任を負わないものとします。

2 前項の規定は、当社の故意または重過失によるものである場合は適用せず、第21条1項に従うものとします。

3 生成等データについては、当社はその内容等について保証を行わず、また、それに起因する損害についても責任を負わないものとします。

### 第17条 データの確認・複製

当社は、当社の電気通信設備の故障もしくは停止等の復旧等の設備保全または本サービスの維持運営のため、保存データを確認、複写または複製することがあります。

2 当社は、前項の用途以外で保存データにアクセスまたは利用しないものとします。

3 当社は前項に加え、保存データおよび生成等データのうち、複数の契約者に関する情報から共通要素を抽出し、集計して得られるデータ（以下「統計データ」という）に加工した上で、以下の目的において、自ら利用し、提携事業者に提供することができます。

(1) 利用する情報：本サービスの機能で収集したデータ

(2) 利用する目的：現在および将来の本サービスのレビュー、開発、改良、マーケティング、使用状況の調査及びベンチマークのため

4 契約者は、統計データに関する権利が当社に帰属することに同意します。

### 第18条 データの利用

当社は、以下に定める情報を以下の目的の範囲内で利用することがあります。

(1) 利用する情報：本サービスの機能で収集したデータ

(2) 利用する目的：現在および将来の本サービスのレビュー、開発、改良マーケティング、使用状況の調査及びベンチマークのため

## 第19条 データの削除

当社は、第 24 条（本サービスの廃止）による本サービスの廃止のほか、当社は第 11 条（契約者が行う本契約の解約）または第 12 条（当社が行う本契約の解約）の契約の解約があったとき、または期間の満了により本契約が終了したときは、保存データを削除します。この場合において、当社は、保存データの削除に起因する契約者または第三者に発生した直接または間接の損害についての責任を負わないものとします。

## 第20条 データのバックアップ

契約者は、自らの責任で保存データおよび生成等データのバックアップを取るものとし、当社は、契約者がバックアップを行わなかったこと、またバックアップ行った際の方法およびその結果について責任も負わないものとします。

2 当社は、当社と契約者の間で別途保存データおよび生成等データのバックアップにかかる契約がある場合、保存データおよび生成等データのバックアップを行います。この場合、保存データおよび生成等データのバックアップ等にかかる損害について、当社は当該契約に定められた範囲で責任を負います。

3 契約者は、本サービスにかかる契約が終了等するときには、保存データおよび生成等データを、自己の責任と費用負担において、必要に応じ退避するものとします。

4 当社は消去された保存データおよび生成等データは修復しません。

## 損害賠償等

### 第21条 責任の制限

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の故意または重大な過失により、その提供をしなかったことに起因して契約者に生じた逸失利益、派生損害等を除く通常の損害に限り、本サービスの調査対象のドメイン数に 3 万円を乗じた額を限度として賠償する責任を負うものとします。なお、当社は予見の有無、予見すべき場合を問わず、特別の事情から生じた損害については、責任を負わないものとします。

2 当社は本サービスを日本国内のみに日本語にて提供し、本サービスが日本国外の地域の規制(法令、規制、政府ガイドライン等を含みますがこれに限りません)に適合していること、及び日本国外の地域で利用可能であることについて何ら保証を行わず、契約者による日本国外の地域での本サービスの利用によって発生したいかなる損害についても当社は責任を負いません。

## 本サービスの内容

### 第22条 本サービスの内容

当社は、本サービスの提供にあたり、サービス品質に関する指標は設定しません。

2 本サービスは、契約期間中にサービス仕様が変更になることがあります。

3 当社は、当社が本サービスを提供するために必要であると判断した場合、契約者が本サービスを利用するために当社に提供、伝送するデータ等について、監視、分析、調査等必要な行為を行うことができます。

4 当社は、当社が本サービスを提供するために必要であると判断した場合、契約者が本サービスを利用するために当社に提供、伝送するデータ等について、監視、分析、調査等必要な行為を行うことができます。

5 契約者は以下の事項を了承の上、本サービスを利用するものとします。

(1)第 23 条(免責)第 1 項各号に掲げる場合を含め、本サービスに当社又は提携事業者起因しない不具合が生じる場合があること

(2)当社又は提携事業者起因しない本サービスの不具合については、当社及び提携事業者は一切その責を免れること

6 本サービスの内容は本規約および本契約で定めるものとし、次の事項については、本契約において、明示的に追加されている場合を除き、契約者へ提供されないものとします。

(1)ソフトウェア及びハードウェアに関する問い合わせ並びに障害対応等

(2)本サービスにかかるデータの内容、変更等に関する問合せ

## 雑則

### 第23条 免責

当社及び提携事業者は本規約で特に定める場合を除き、契約者にかかる損害を賠償しないものとし、契約者は当社にその損害についての請求をしないものとします。また、契約者は、本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決し、当社に責任も負担させないものとします。

2 当社は、本サービスの利用により生じる結果について、契約者に対し、本サービスの提供に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分またはその他の原因を問わず、責任も負わないものとします。また、当社は本サービスを現状有姿で提供するものであり、契約者は、当社が本サービスについて正確性、実現性、市場性、有用性、特定目的適合性、有効性を保証するものではないことを了承し、契約者の責において本サービスを利用するものとします。

3 当社は、本規約の変更等により契約者が本サービスを利用するにあたり当社が提供することとなっている設備、端末等以外の設備、端末等の改造または変更（以下、この条において「改造等」といいます。）を要する場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

4 当社は、本サービスの提供及び利用が第三者の特許権、実用新案権、商標権、意匠権 又は著作権その他の知的財産権(以下「知的財産権」といいます。)を侵害しないことを保証するものではありません。なお、当社は、本サービスの提供及び利用が第三者の特許権、実用新案権、商標権、意匠権又は著作権その他の知的財産権を侵害することを知ったときは、当社の裁量において、本サービスの提供及び利用が将来第三者の知的財産権を侵害しないようにするための措置を講じ、または提供事業者措置を講じさせるものとします。この場合、当社は、必要に応じて、本サービスの内容及び提供条件を変更し、又は本サービスの一部を廃止することがあります。

5 本規約に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責または制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。

## **第24条 本サービスの廃止**

当社は本サービスの一部または全部を廃止することがあります。

2 前項の規定による本サービスの一部または全部の廃止があったときは、本サービスの一部または全部にかかる契約は終了するものとします。

3 当社は、本サービスの一部または全部の廃止に伴い、契約者または第三者に発生する損害については、責任を負わないものとします。

4 当社は、本サービスの一部または全部を廃止しようとするときは、その旨を相当な期間において、あらかじめ契約者に通知します。

## **第25条 法令に規定する事項**

本サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

## **第26条 契約者の義務**

契約者は次のことを守っていただきます。

(1) 当社または第三者の著作権その他の権利を侵害する行為をしないこと

(2) 本サービスによりアクセス可能な当社または第三者のデータの改ざん、消去等をしないこと

(3) 第三者に対し、本サービスを利用させないこと及び第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと

(4) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと

(5) 当社の設備に無権限でアクセスし、その利用または運営に支障を与える行為をしないこと

(6) 本人の同意を得ることなく、または詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと

(7) 利用申込みの際またはその後に当社に届け出た事項について変更が生じた場合、遅滞なくその旨を当社所定の方法により届け出ること

(8) 法令、本規約もしくは公序良俗に反する行為、サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損する行為、または当社もしくは第三者に不利益を与える行為をしないこと

(9) 本サービスの一部または全部を、直接または間接を問わず、単体もしくはシステムの一部として、原子力関連装置の直接制御、航空管制もしくは大量輸送機関での管制、生命維持装置、武器及び武器製造関連等を含む高度な安全性や信頼性を必要とする用途のために利用しないこと

(10) 前各号に該当するおそれのある行為またはこれに類する行為をしないこと

2 契約者は前項の規定に違反して本サービスにかかる当社の設備等を毀損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。



3 当社は、契約者の本条に規定する義務違反により契約者またはその他の者に発生する損害について責任を負わないものとします。

4 契約者は、本サービスにかかる ID およびパスワード（以下「ID 等」といいます。）を管理する責任を負うものとし、その内容をみだりに第三者に知らせてはならないものとします。当社は、ID 等の一致を確認した場合、当該 ID 等を保有する者として登録された契約者が本サービスを利用したものとみなします。

5 契約者が前項の規定に違反して本サービスにかかる当社の業務遂行または当社の設備に著しい支障を及ぼし、または及ぼすおそれがあると当社が判断した場合、当社は ID 等の変更その他必要な措置をとる場合があります。当該措置により契約者に発生する損害について、当社は責任を負わないものとします。

6 当社は、前項の規定により必要な措置をとる場合は、あらかじめ理由を添えてその旨を契約者に通知します。ただし、緊急またはやむを得ない場合はこの限りではありません。

7 契約者は、自己の費用と責任において、当社が定める条件にて電気通信設備を設定し、電気通信設備及び本サービス利用のための環境(サイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法第 2 条に定義するサイバーセキュリティをいうものとします。))の確保を含みます。)を維持するものとし、電気通信事業者の電気通信サービスを利用する等して契約者の電気通信設備をインターネットに接続するものとします。

8 契約者は、本サービスの利用に伴い、自己の責めに帰すべき事由で第三者に対して損害を与えた場合、又は第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとします。契約者が本サービスの利用に伴い、第三者から損害を被った場合、又は第三者に対してクレーム等の請求を行う場合においても同様とします。

9 本サービスを利用して契約者が提供又は伝送する情報(コンテンツ)については、契約者の責任で提供されるものであり、当社はその内容等についていかなる保証も行わず、また、それに起因する損害についてもいかなる責任も負わないものとします。

10 契約者は、契約者がその故意又は過失により当社に損害を与えた場合、当社に対して、当該損害の賠償を行うものとします。

11 契約者は、本サービスの利用に関する利用責任者をあらかじめ定めた上、本サービスの申込時に当社へ通知するものとし、本サービスの利用に関する当社との連絡・確認等は、原則として利用責任者を通じて行うものとします。

12 契約者は、利用申込書に記載した利用責任者に変更が生じた場合、当社に対し速やかに通知するものとします。

13 契約者は、請求原因の如何を問わず、本サービスに関して提携事業者に対して損害賠償請求等の請求を含め、一切の責任追及を行わないものとします。

## **第27条 契約者の協力義務**

当社は以下の場合、契約者に対し、本契約に関する契約者の機器・情報・資料その他の物品の提供、および当社が行う調査に必要な範囲で契約者の設備等への立入調査等の協力を求めることができるものとします。この場合、契約者はこれに応じるものとします。

(1) 契約者による本契約の遵守状況を調査、確認するために必要な場合

(2) 故障予防または回復のため必要な場合

(3) 技術上必要な場合

(4) その他、当社が必要と判断する理由がある場合

2 契約者は、本サービスが不正に利用され、または利用されようとしているときには、ただちに当社に通知するものとし、本サービスの不正利用にかかる当社の調査に協力するものとします。

## **第28条 契約者に対する通知**

契約者に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができます。ものとします。

(1) 当社の Web サイト上に掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

(2) 契約者が利用申込みの際またはその後に当社に届け出た契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信して行います。この場合は、契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

(3) 契約者が利用申込みの際またはその後に当社に届け出た契約者の住所宛に郵送して行います。この場合は、郵便物が契約者の住所に到達した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

(4) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

## **第29条 秘密保持義務**

契約者及び当社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受け、または収集した契約者に関する技術上又は営業上その他業務上の情報(以下「秘密情報」といいます。)を第三者に開示又は漏洩しないものとします。ただし、相手方からあらかじめ書面による承諾を受けた場合及び次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。

(1) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報

(2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報

(3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報

(4) 利用契約等に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報

前各項の定めにかかわらず、契約者及び当社は、秘密情報のうち法令の定めに基づき又は権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示 先又は当該官公署に対し開示することができるものとします。この場合、契約者及び当社は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後すみやかにこれを行うものとします。

2 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。

3 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方より提供を受けた秘密情報を本サービスの遂行又は利用目的の範囲内でのみ使用し、本サービス遂行上必要な範囲内で秘密情報を化体した資料等(以下本条において「資料等」といいます。)を複製又は改変(以下本項においてあわせて「複製等」といいます。)することができるものとします。この場合、契約者及び当社は、当該複製等された秘密情報についても、本

条に定める秘密情報として取り扱うものとします。なお、本サービスの遂行又は利用上必要な範囲を超える複製等が必要な場合は、あらかじめ相手方から書面による承諾を受けるものとします。

4 前各項の規定に関わらず、当社が必要と認めた場合には、第33条(再委託)所定の再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、契約者から事前の書面による承諾を受けることなく秘密情報を開示することができます。ただしこの場合、当社は再委託先に対して、本条に基づき当社が負う秘密保持義務と同等の義務を負わせるものとします。

5 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方の要請があったときは資料等(本条第4項に基づき相手方の承諾を得て資料等を複製、改変したものを含みます。)を相手方に返還し、秘密情報が契約者設備又は本サービス用設備に蓄積されている場合はこれを消去するものとします。

6 本条の規定は、本サービス終了後、1年間有効に存続するものとします。

### **第30条 当社の知的財産権**

本サービスの提供に関連して当社が契約者に貸与または提示するソフトウェア等のプログラムまたは物品(本規約、サービス仕様書、取扱マニュアル等を含みます。以下この条において「プログラム等」といいます。)に関する著作権およびそれに含まれるノウハウ等一切の知的財産権は当社または当社の指定する者に帰属するものとします。また、本サービスに対して、当社が掲示している商標、ロゴ等は、契約者その他の第三者に対して、商標、ロゴ等を譲渡し、またその使用を許諾するものではありません。

2 契約者はプログラム等につき次の事項を遵守するものとします。

(1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。

(2) 複製・改変・編集等を行わず、また、逆コンパイルまたは逆アセンブル等のリバースエンジニアリングを行わないこと、

(3) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。

(4) 当社または当社の指定する者が表示した知的財産権の表示を削除または変更しないこと

3 本条の規定は本契約の終了後も効力を有するものとします。

### **第31条 個人情報の取扱い**

当社は本サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては当社が定める「プライバシーポリシー」(<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>)によります。

### **第32条 通信ログの取扱い**

当社は、本サービスの利用にかかる通信ログについて、サービスの維持・継続およびネットワークの安定的運用等の業務の遂行のために必要かつ相当な目的の範囲内で利用する場合があります、契約者はこれに同意するものとします。

### **第33条 第三者への委託**

契約者は、当社が本サービスを提供するのに必要な範囲で、本サービスの全部または一部を当社の指定する第三者に委託することを了承するものとします。

2 当社は、前項に基づき、当社が再委託した場合の再委託先の選任および監督について、第21条(責

任の制限)に定める範囲で責任を負うものとします。

### **第34条 承諾の限界**

当社は、第6条(申込みと承諾)に定めるほか、契約者から本サービスの利用に関する要望があった場合に、その要望を実現することが困難なときまたは当社の業務の遂行上支障があるときは、その要望を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその要望を行った者に通知します。

### **第35条 管轄裁判所**

契約者と当社との間で本サービスに関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### **第36条 分離可能性**

本規約の条項の一部が、管轄権を持つ裁判所によって違法、無効または法的拘束力がないと判断された場合であっても、他の条項は影響を受けず有効に存続するものとします。

### **第37条 準拠法**

本規約の解釈および適用に関する準拠法は日本法とします。

附則（令和 6 年 7 月 31 日 M S S セ 000400001383-01 号）

（実施期日）

この規約は、令和 6 年 8 月 1 日から実施します。